○相続税の延納制度の概要

区分		分納税額（最高）	延納期間（最高）	利子税（改正前）（年割合）	利子税（改正前）特例適用	利子税（改正後）（年割合）	利子税（改正後）特例適用
①不動産等の価額が課税相続財産の価額の50%以上の場合	イ　不動産等の価額に対応する税額（ロ、ハ、ニを除く。）	年賦均等額	15年	5.4%	3.3%	3.6%	2.2%
	ロ　不動産等の価額が課税相続財産の価額の75%以上の場合の不動産等部分の税額	年賦均等額	20年	4.2%	2.5%		
	ハ　緑地保全地区、歴史的風土特別保存地区等の土地の価額に対応する税額	年賦均等額	15年	4.8%	2.9%		
	ニ　計画伐採立木の価額が課税相続財産の価額の30%以上の場合 (イ)　森林施業計画対象立木部分の税額 (ロ)　特定森林施業計画対象立木部分の税額	年賦均等額と計画伐採立木の伐採の時期及び材積に応ずる年賦不均等額との選択	(イ)20年 (ロ)40年	3.6%	2.2%	3.0%	1.8%
	ホ　その他の財産の価額に対応する税額	年賦均等額	10年	6.0%	3.6%	5.4%	3.3%
②不動産等の価額が課税相続財産の価額の50%未満の場合	イ　立木の価額が課税相続財産の価額の30%を越える場合の立木の価額に対応する税額（ハを除く。）	年賦均等額	5年	5.4%	3.3%	4.8%	2.9%
	ロ　緑地保全地区、歴史的風土特別保存地区等の土地の価額に対応する税額			4.8%	2.9%	4.2%	2.5%
	ハ　計画伐採立木の価額が課税相続財産の価額の30%以上の場合の森林施業計画対象立木部分の税額	年賦均等額と計画伐採立木の伐採の時期及び材積に応ずる年賦不均等額との選択		3.6%	2.2%	3.0%	1.8%
	ニ　その他の財産の価額に対応する税額	年賦均等額		6.6%	4.0%	6.0%	3.6%

（注１）　不動産等とは、不動産や不動産の上に存する権利、立木、事業用の減価償却資産、特定同族会社の株式や出資をいう。この場合の特定同族会社とは、相続や遺贈により財産を取得した人とその特別関係者の有する株式や出資の金額の合計額が、その会社の株式金額や出資金額の50%以上を占めている非上場会社をいう。

（注２）　特例適用の利子税の割合は、公定歩合 0.5%の場合であり、平成12年１月１日以後の期間に対応する利子税から適用される。

（注）改正後の利子税の割合は、平成12年４月１日以後の期間に対応する利子税から適用。

○　我が国の相続税の沿革

年	課税方式	沿革
明治38年 （創設）	遺産課税	○　民法の家族制度が家督相続（戸主の地位の相続）中心に定められていた時代 ○　家督相続を優遇 ○　親疎により別税率適用 ○　相続開始前1年以内の贈与財産について相続税の課税価格に加算
昭和22年	遺産課税	○　民法改正（昭和22年）で家督相続廃止 ○　相続税もこれに伴い家督相続に係る規定を廃止 ○　贈与者の一生を通ずる累積課税方式の贈与税の創設（贈与者課税）
昭和25年 (シャウプ勧告)	遺産取得課税	○　相続税・贈与税の一本化 ○　遺産取得課税への移行 ○　取得者の一生を通ずる累積課税方式を採用
昭和28年	遺産取得課税	○　取得者の一生を通ずる累積課税制度の廃止 ○　贈与のつど毎年課税する贈与税の創設（取得者課税） ○　相続開始前2年以内の贈与財産について相続税の課税価格に加算する制度の導入
昭和33年	遺産取得課税 (法定相続分課税)	○　法定相続分課税方式の導入（相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって計算し、各人の課税価格（取得財産額から取得財産に係る基礎控除額を控除した額）で按分する方式） ○　3年以内に同一人から贈与があった場合の贈与税の累積課税制度の導入 ○　相続財産に加算すべき贈与財産の範囲を相続開始前2年以内から3年以内に拡大
昭和42年	遺産取得課税 (法定相続分課税)	○　相続税の総額の各相続人への按分方法の改正（取得財産に係る基礎控除を廃止）
昭和50年	遺産取得課税 (法定相続分課税)	○　贈与税の3年累積課税制度の廃止
昭和63年	遺産取得課税 (法定相続分課税)	○　相続税の総額等の計算上、法定相続人の数に算入する養子の数を制限（課税最低限、相続税の総額、死亡保険金及び死亡退職金の非課税限度額）。なお、税負担の回避を目的とする養子は算入しない。

○　我が国の贈与税の課税体系の沿革

年	課　税　方　式	沿　　革
明 治 38 年 （相続税創設）		○　相続開始前１年以内の贈与財産を相続税の課税価格に算入 ○　みなし遺産相続制度の採用（500円以上の財産を推定相続人等に贈与した場合）
大 正 15 年		○　みなし遺産相続制度の改正 （ 500円以上　→　1,000円以上、推定相続人　→　親族）
昭 和 15 年		○　みなし遺産相続制度に３年累積制度を導入（贈与前３年以内の贈与を加算）
昭 和 22 年	贈 与 者 課 税	○　贈与税の新設
昭 和 25 年	取 得 者 課 税	○　贈与税の廃止（相続税と一本化、一生累積課税制度の採用）
昭 和 28 年	取 得 者 課 税	○　累積課税制度を廃止し相続税と贈与税を再分離 ○　相続開始前２年以内の贈与は相続に加算して課税
昭 和 33 年	取 得 者 課 税	○　３年以内に同一人から贈与があった場合の贈与税の累積課税制度（３年累積課税制度）の導入 ○　相続開始前３年以内の贈与は相続に加算して課税
昭 和 50 年	取 得 者 課 税	○　贈与税の３年累積課税制度の廃止

○　生命保険金に係る課税状況の推移

年次	相続税の課税状況			うち死亡保険金の課税状況			
	課税件数	遺産額合計（A）	1件当たり遺産額	課税件数	課税額（B）	1件当たり保険金	（B）/（A）
	件	百万円	千円	件	百万円	千円	%
昭和62	59,007	8,956,574	151,788	14,914	377,948	25,342	4.2
63	36,468	10,699,391	293,391	10,962	288,899	26,355	2.7
平成元	41,655	12,726,417	305,520	6,825	212,534	31,141	1.7
2	48,287	15,307,593	317,013	8,052	258,601	32,116	1.7
3	56,554	19,387,529	342,814	9,658	320,554	33,191	1.7
4	54,449	20,370,311	374,117	9,215	326,305	35,410	1.6
5	52,877	18,322,625	346,514	9,337	347,043	37,169	1.9
6	45,335	15,884,493	350,380	8,596	313,127	36,427	2.0
7	50,729	16,896,720	333,078	9,372	360,594	38,476	2.1
8	48,476	15,506,914	319,888	9,362	356,858	38,118	2.3
9	48,605	15,278,691	314,344	9,546	369,158	38,671	2.4

（備考）1.　「国税庁統計年報書」による。
2.　「課税件数」欄の計数は、被相続人ベースの計数である。
3.　「遺産額合計」欄の計数は、債務控除前の相続財産価額の合計額である。
4.　63年分の遺産額合計欄の計数は、相続税の課税があった者の計数で更正、修正の者の計数を含み死亡保険金の課税状況欄の計数は、更正 の請求により納付税額がゼロとなった者14,157人の者の計数が含まれている。

○　退職金に係る課税状況の推移

年次	相続税の課税状況			うち死亡退職金の課税状況			
	課税件数	遺産額合計（A）	1件当たり遺産額	課税件数	課税額（B）	1件当たり退職金	（B）/（A）
年	件	百万円	千円	件	百万円	千円	%
昭和62	59,007	8,956,574	151,788	7,822	184,852	23,632	2.1
63	36,468	10,699,391	293,391	5,947	165,384	27,810	1.5
平成元	41,655	12,726,417	305,520	3,490	142,151	40,731	1.1
2	48,287	15,307,593	317,013	4,133	161,597	39,099	1.1
3	56,554	19,387,529	342,814	4,702	194,388	41,342	1.0
4	54,449	20,370,311	374,117	4,450	187,403	42,113	1.0
5	52,877	18,322,625	346,514	4,525	189,978	41,984	1.0
6	45,335	15,884,493	350,380	4,278	176,345	41,221	1.1
7	50,729	16,896,720	333,078	4,391	203,964	46,450	1.2
8	48,476	15,506,914	319,888	4,366	188,037	43,068	1.2
9	48,605	15,278,691	314,344	4,482	198,261	44,235	1.3

（備考）1.　「国税庁統計年報書」による。
2.　「課税件数」欄の計数は、被相続人ベースの計数である。
3.　「遺産額合計」欄の計数は、債務控除前の相続財産価額の合計額である。
4.　63年分の遺産額合計欄の計数は、相続税の課税があった者の計数で更正、修正の者の計数を含み死亡保険金の課税状況欄の計数は、更正 の請求により納付税額がゼロとなった者14,157人の者の計数が含まれている。

贈与税の課税方式の類型

	課税方法の概要	特色
生涯累積課税	○　生涯にわたる贈与を累積し、相続と合わせて課税 ・　各年毎に累積贈与額に対する税額を納付（過年分納付額は税額控除） ・　相続においては、納付贈与税額を控除 [例：アメリカ、日本のシャウプ税制]	○　基本的には、生前贈与を行っても、すべてを相続しても合計税負担額は変わらない。 ○　生涯にわたる贈与を管理する必要があるため、比較的執行が困難
一定期間累積課税	○　一定期間にわたる贈与を累積して課税 ・　各年毎に過去一定期間内の累積贈与額に対する税額を納付（過年分納付額は税額控除） ・　相続前一定期間内の贈与は、同様に累積して相続と合わせて課税する方式あり [例：イギリス、フランス、ドイツ]	○　生前贈与と相続の間での中立性はある程度確保されるが、完全ではない。 ○　税務執行は、生涯累積課税方式ほど困難ではない
暦 年 課 税	○　暦年毎にその年中の贈与を合計して課税 ・　相続前一定期間内の贈与は、例外的に累積して相続と合わせて課税する方式あり [例：日本の現行]	○　生前贈与による租税回避を防止するため、贈与税負担を相続税負担より重くする必要 ○　税務執行は最も容易

株式評価方法の体系（原則）

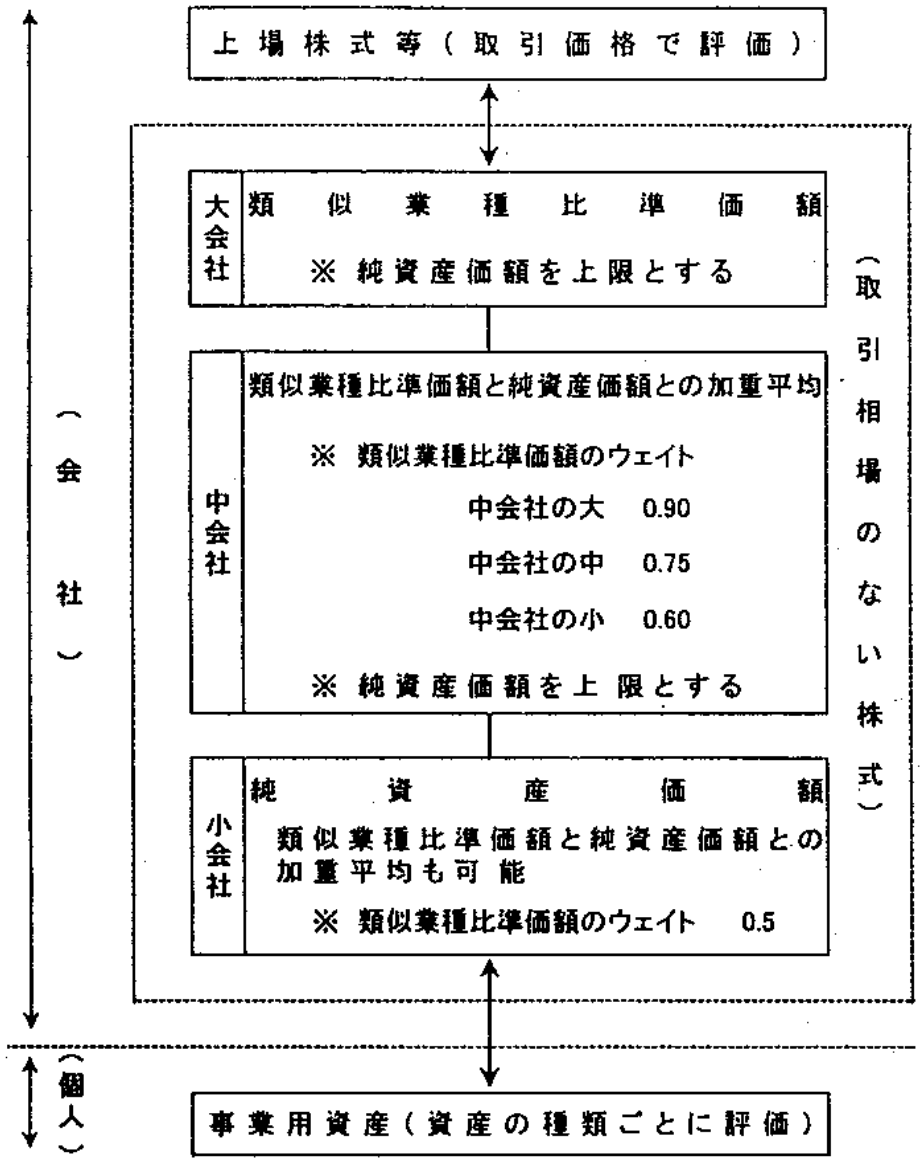

（注）（配当還元方式）

$$\frac{\text{配当金額(年間)}}{10\%} \times \frac{\text{1株当たりの資本金の額}}{50\text{円}}$$

取引相場のない株式の評価方式

1　類似業種比準方式

$$\text{A} \times \left[\frac{\frac{⑧}{B} + \frac{⑨}{C} + \frac{⑩}{D}}{3} \right] \times 0.7$$

（A：類似業種平均株価　⑧：（配当）　⑨：（利益）　⑩：（簿価純資産）　0.7：（調整割合））

（⑧、⑨及び⑩は評価会社の１株当たりの金額
B、C及びDは類似業種の１株当たりの金額）

2　純資産価額方式

$$\frac{\left[\text{総資産価額（相評ベース）}\right] - \left[\text{負債の合計額}\right] - \left[\text{※ 評価差額に対する法人税額等相当額}\right]}{\text{発行済株式数}}$$

※ 評価差額に対する法人税等相当額 ＝ [相続税評価額による純資産価額 − 帳簿価額による純資産価額] × 0.42

（参考）　大・中・小会社の定義

(1) 従業員が１００人以上の会社は、大会社とする。

(2) 従業員が１００人未満の会社は、次による。

○ 卸　売　業

取引金額 ／ 総資産価額及び従業員数	２億円未満	２億円以上２５億円未満	２５億円以上５０億円未満	５０億円以上８０億円未満	８０億円以上
・８,０００万円未満又は10人以下	小会社				
・８,０００万円以上・10人以下を除く	中　会　社（Ｌ＝0.60）				
・７億円以上・30人以下を除く	中　会　社（Ｌ＝0.75）				
・14億円以上・50人以下を除く	中　会　社（Ｌ＝0.90）				
・20億円以上・50人以下を除く	大　会　社				

○ 小売・サービス業

取引金額 ／ 総資産価額及び従業員数	６,０００万円未満	６,０００万円以上６億円未満	６億円以上１２億円未満	１２億円以上２０億円未満	２０億円以上
・５,０００万円未満又は10人以下	小会社				
・５,０００万円以上・10人以下を除く	中　会　社（Ｌ＝0.60）				
・４億円以上・30人以下を除く	中　会　社（Ｌ＝0.75）				
・７億円以上・50人以下を除く	中　会　社（Ｌ＝0.90）				
・10億円以上・50人以下を除く	大　会　社				

○ 卸売業、小売・サービス業以外の業種

取引金額 ／ 総資産価額及び従業員数	８,０００万円未満	８,０００万円以上７億円未満	７億円以上１４億円未満	１４億円以上２０億円未満	２０億円以上
・５,０００万円未満又は10人以下	小会社				
・５,０００万円以上・10人以下を除く	中　会　社（Ｌ＝0.60）				
・４億円以上・30人以下を除く	中　会　社（Ｌ＝0.75）				
・７億円以上・50人以下を除く	中　会　社（Ｌ＝0.90）				
・10億円以上・50人以下を除く	大　会　社				

取引相場のない株式の評価方法の改正

1．　類似業種比準方式の改正

<現　行>

$$\text{類似業種比準株価} \times \frac{\text{配当比準値＋利益比準値＋純資産（簿価）比準値}}{3} \times \text{斟酌率}$$

※　斟酌率＝０．７（一律）

<改正案>

$$\text{類似業種比準株価} \times \frac{\text{配当比準値＋３×利益比準値＋純資産（簿価）比準値}}{5} \times \text{斟酌率}$$

※　斟酌率＝０．５（小会社）
　　＝０．６（中会社）
　　＝０．７（大会社）

（注）利益比準値がゼロの場合には、分母を３とする。

2．　小会社の従業員基準の引下げ

<現　行>

会社規模区分の判定要素のうち小会社の従業員数基準は 10 人以下

<改正案>

従業員数基準につき 10 人以下　⇒　５人以下

（これに伴い、小会社の一部　⇒　中会社の小）

3．　いわゆる２要素ゼロの会社の評価方法の改正

<現　行>

配当、利益、純資産（簿価）のうち、いずれか２要素が３期（純資産については２期）連続ゼロの場合には、いずれの規模の会社も類似業種比準方式の利用は不可（純資産価額方式による評価）

<改正案>

類似業種比準方式の利用不可　⇒　類似業種比準方式と純資産価額方式の併用（類似業種比準方式のウェイトは会社の規模にかかわらず 25%）可能

（注）３要素がゼロの場合は、純資産価額方式による。

○　上記改正は平成 12 年分の相続税・贈与税から適用する予定

【評価方法の改正のイメージ】

会社区分／項目	小会社	中会社			大会社
		小	中	大	
類似業種比準方式のウェイト（Lの割合）	50%	60%	75%	90%	100%
斟酌率	０．７				

⇩

会社区分／項目	小会社	中会社			大会社
		小	中	大	
類似業種比準方式のウェイト（Lの割合）	50%	60%	75%	90%	100%
斟酌率	0.5	０．６			０．７

登録免許税法の沿革（主要な改正）

＜第２次世界大戦前＞

○ 明治 29 年　　登録税創設

○ 明治 30 年～　　財政状況等に応じた増減税、信託法・相続税法等の制定及びその他の法律改正に伴う見直し

＜第２次世界大戦後＞

○ 昭和 21 年～　　物価変動等に応じた定額税率引上げ、贈与税の創設に伴う見直し等

○ 昭和 42 年　　登録税を全面改正し、登録免許税に改称

- 定額税率の引上げ（昭和 23 年以来）
- 不動産の課税標準を固定資産税評価額によることとする措置
- 社会経済情勢の変化に応じて課税対象を拡大（人的資格、事業開始免許等）
- 負担の適正化（不動産等の所有権取得の仮登記）　等

○ 昭和 52 年　　一部改正

- 定額税率の引上げ（昭和 42 年以来）
- 負担の適正化（不動産の所有権取得の仮登記）　等

国税収入・登録免許税収入の推移

年度	国税収入		登録免許税					
			定率分		定額分		合計	
	税額	指数	税額	指数	税額	指数	税額	指数
	億円		億円		億円		億円	
昭和４３年	５３，２２０	１００	７６５	１００	９１	１００	８５６	１００
昭和５１年	１６８，０２０	３１６	２，７７３	３６２	１４１	１５５	２，９１４	３４０
昭和５２年	１８４，３４１	３４６	３，０５３	３９９	２９７	３２６	３，３５０	３９１
昭和６３年	５２１，９３８	９８１	９，７０２	１２６８	４３９	４８２	１０，１４１	１１８５
平成１０年	５１１，９７７	９６２	７，９３６	１０３７	４７２	５１９	８，４０８	９８２

（備考）1.国税収入には、日本専売公社納付金及び特別会計中の諸税を含む。

2.登録免許税額及びその区分は推計である。

集団投資スキームと登録免許税・不動産取得税等（現行）

１．信託

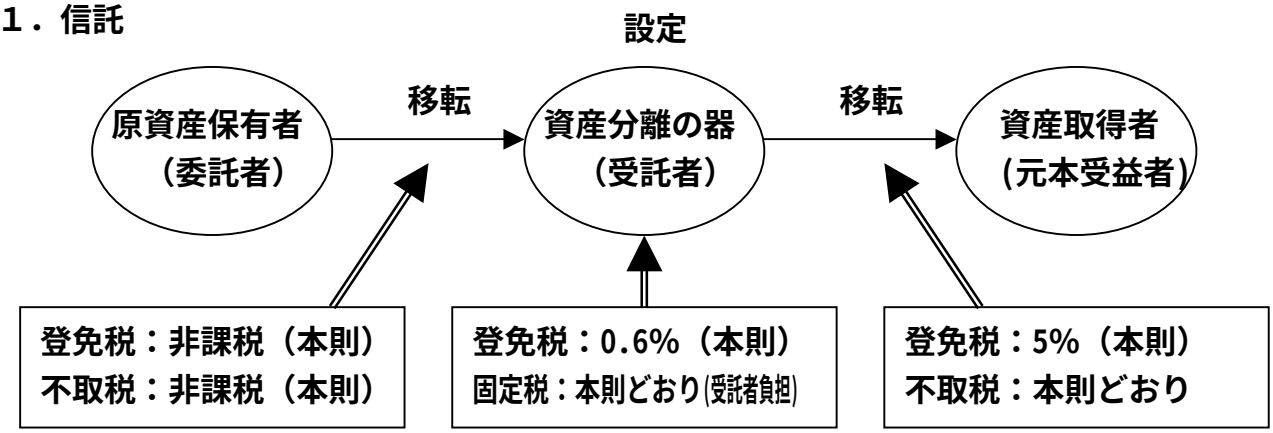

２．ＳＰＣ（流動型）

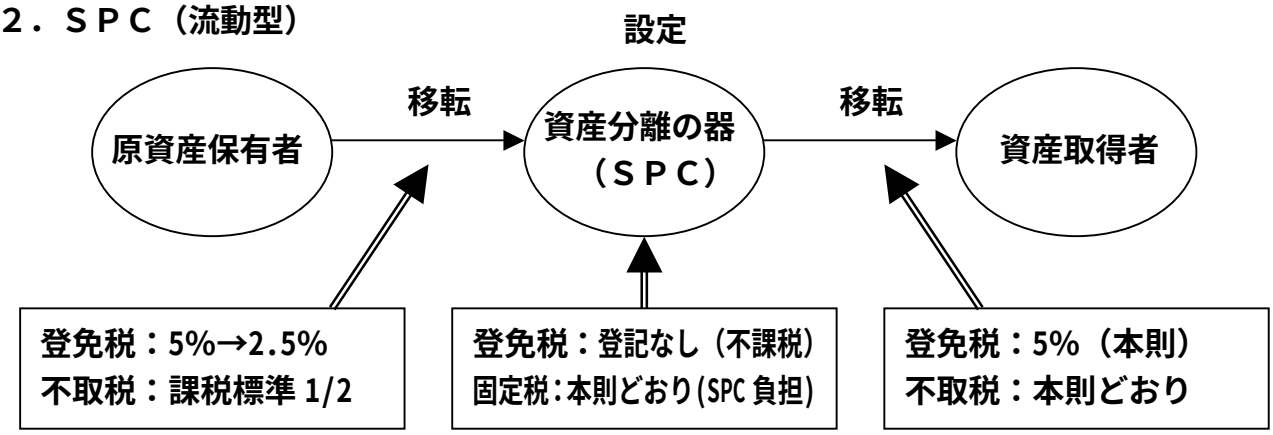

３．不動産特定共同事業（匿名組合型）

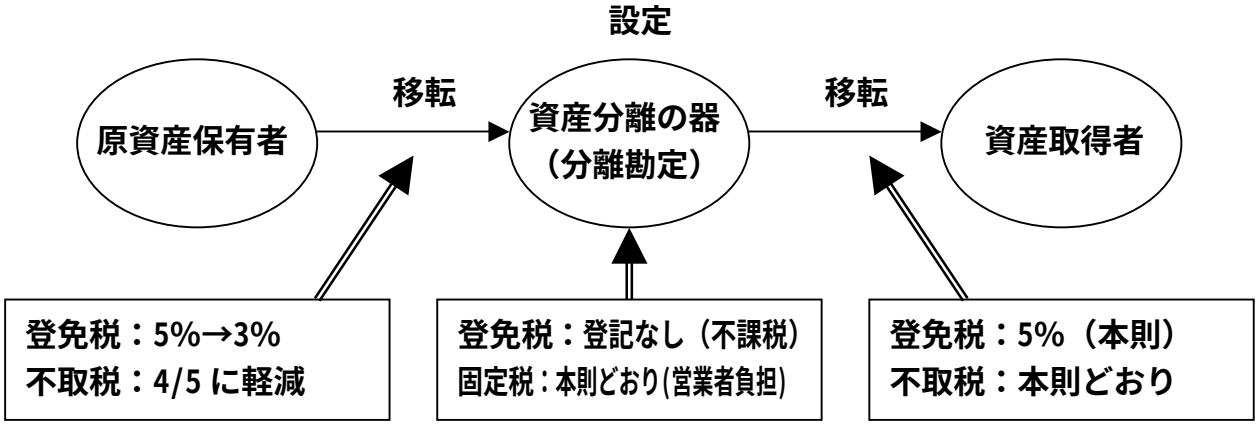

企業組織等に関連する法制・企業会計の改正の動向

独占禁止法等	商法等	企業会計
	9.6 ・ストック・オプション制度の一般化 ＜ストック・オプション税制の改組＞ ・自己株式の取得・消却手続の緩和	
	9.10 合併手続の簡素合理化	
9.12 持株会社設立の解禁		
10.3 銀行持株会社設立の解禁 ＜銀行持株会社設立に係る課税の特例＞	10.3 自己株式の取得・消却要件の緩和 ＜資本準備金による自己株式消却への対応＞	
		11.4 ・連結財務諸表制度の抜本的見直し ・連結キャッシュ・フロー計算書の導入 ・税効果会計の導入
	11.10 ・株式交換・移転制度の創設 ＜株式交換等に係る課税の特例＞ ・金銭債権の時価評価の導入	
	12.3 会社分割法制の創設を含む商法改正案を閣議決定	
		12.4 ・中間連結財務諸表制度の導入 ・金融商品に対する時価評価の導入 ＜金融商品に対する時価評価等の導入＞

(注) 1. 独占禁止法及び商法の年月は改正法の施行日、企業会計の年月は適用開始事業年度を示している。
2. ＜　＞書きは税制上の対応を示している。

主な商業登記に対する登録免許税の税率

登　記　の　事　項	課　税　標　準　・　税　率
株式会社の設立の登記	資本の金額×7/1,000　（最低税額 12 万円）
合併による株式会社の設立の登記	資本の金額×1.5/1,000　（最低税額３万円） 〔合併により消滅した会社の資本の金額を超える部分 資本の金額×7/1,000〕
株式会社の資本の増加の登記	資本の金額×7/1,000　（最低税額３万円）
合併による株式会社の資本の増加の登記	資本の金額×1.5/1,000　（最低税額３万円） 〔合併により消滅した会社の資本の金額を超える部分 資本の金額×7/1,000〕
支　店　の　設　置　の　登　記	支店数１箇所につき６万円
会　社　の　解　散　の　登　記	申請１件につき３万円

（注）登記の税率は、会社の本店の所在地においてする登記に係るもの

印紙税法の沿革（主要な改正）

＜明治６年＞
○　受取諸証文印紙貼用心得方規則を創設
・　田地屋敷建家売渡証文、借用金証文、請負手形、為替手形・荷為替手形、金子預り証文等、14種類の証書類に対して課税

＜明治７年＞
○　受取諸証文印紙貼用心得方規則を廃止し、証券印税規則を創設
・　財産の授受に伴い作成される証書帳簿類については原則として課税対象とする

＜明治32年＞
○　証券印税規則を廃止し、（旧）印紙税法を創設
・　財産権の創設、移転、変更若しくは消滅を証明すべき証書、帳簿等はすべて課税対象とする
・　証書に対する比例税率（記載金額の0.05%、最高額50円）の採用
・　一定の証書、帳簿は定額税率

＜昭和42年＞
○　印紙税法の全部改正
・　課税対象を包括網羅主義から限定列挙主義とする
・　税率の引上げ
・　申告納付制度の創設
・　過怠税制度の創設

＜昭和49年＞
・　金銭又は有価証券の受取書を階級定額税率に移行
・　税率の引上げ
・　階級定額税率の最高価格帯の見直し

＜昭和52年＞
・　税率の引上げ
・　階級定額税率の最高価格帯の見直し

＜昭和56年＞
・　税率の引上げ
・　階級定額税率の最高価格帯の見直し

＜平成元年＞
・　物品切手等５文書の課税廃止

＜平成２年＞
・　コマーシャルペーパーに対する税率軽減

＜平成５年＞
・　株式分割等により発行される株券の非課税

＜平成９年＞
・　不動産譲渡契約書、建設工事請負契約書に対する税率軽減

＜平成12年＞
・　日本銀行が行う社債等担保手形オペの対象手形に対する税率軽減

印紙税法の主な改正内容

昭和４２年度	昭和４９年度	昭和５２年度	昭和５６年度	平成元年度
○ 課税対象を包括網羅主義から限定列挙主義とするなど、印紙税法の全部改正 ○ 税率の引上げ（基本的な定額税率；10円⇨ 20円） ○ 免税点の引上げ ○ 過怠税制度の創設 ○ 特定の文書の申告納税制度の創設	○ 定額税率を中心とする税率の引上げ（基本的な定額税率；20円⇨ 50円） ○ 階級定額税率の最高価格帯の見直し ○ 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書について ① 定額税率から階級定額税率への移行 ② 免税点の引上げ	○ 定額税率を中心とする税率の引上げ（基本的な定額税率；50円⇨ 100円） ○ 階級定額税率の最高価格帯の見直し	○ 定額税率及び階級定額税率の２倍引上げ（基本的な定額税率；100円⇨ 200円 ○ 階級定額税率の最高価格帯の見直し	○ 以下の５文書の課税廃止 ① 物品切手 ② 質権、抵当権等の設定又は譲渡に関する契約書 ③ 賃貸借又は使用貸借に関する契約書 ④ 委任状又は委任に関する契約書 ⑤ 物品又は有価証券の譲渡に関する契約書

（備考）上記のほか、コマーシャル・ペーパーに係る税率の軽減措置（平成２年度）、株式分割等に係る株券の非課税措置（平成５年度）、不動産の譲渡に関する契約書及び建設工事の請負に関する契約書に係る税率の軽減措置（平成９年度）等が租税特別措置法において講じられている。

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の概要

課税文書名	契約金額	印紙税率			税負担割合（%）
		本則税率	軽減税率	軽減率	
・不動産の譲渡に関する契約書（土地、建売住宅）	1,000万円超 ～ 5,000万円以下	２万円	1万5千円	25%	0.15 ～ 0.03
	5,000万円超 ～ １億円以下	６万円	4万5千円	25%	0.09 ～ 0.045
	１億円超 ～ ５億円以下	10万円	８万円	20%	0.08 ～ 0.016
	５億円超 ～ １０億円以下	20万円	18万円	10%	0.036 ～ 0.018
・請負に関する契約書（注文建築）	１０億円超 ～ ５０億円以下	40万円	36万円	10%	0.036 ～ 0.0072
	５０億円超 ～	60万円	54万円	10%	0.0108～

（注）軽減税率は、契約金額が 1,000万円を超える「不動産の譲渡に関する契約書」及び建築業法第２条第１項に規定する建設工事の「請負に係る契約に基づき作成される契約書」で、平成９年４月１日から平成13年３月31日までの間に作成されるものに適用される。

地　価　税　の　概　要

① 地価税の概要

◎ 課税対象
毎年１月１日に個人及び法人が保有する土地等

◎ 評　　価
毎年１月１日の時価（相続税評価額）

◎ 基礎控除

○ 定額控除の金額又は面積比例控除の金額のいずれか多い金額

・ 定額控除の金額

本　　則	平成９年の特例
資本金等が１億円超の法人（保険業法に規定する相互会社等を含む。） １０億円	資本金等が10億円超の法人（保険業法に規定する相互会社等を含む。）　５億円
	資本金等が１億円超10億円以下の法人　８億円
上記以外の法人及び個人　　１５億円	

・ 面積比例控除の金額
保有土地面積（非課税分を除く）×３万円

◎ 税　　率

本則　0.3%	平成８・９年の特例　0.15%

平成10年から当分の間地価税の課税を停止

◎ 非課税等

○ 非　課　税

・ 国等の保有する土地等及び一定の公益的な用途に供されている土地等
・ 居住用の土地等（1,000㎡以下の部分に限る。）
・ １㎡当たりの評価額が３万円以下の土地等

○ 課税価格の計算の特例

・ ３分の１軽減特例
・ ２分の１軽減特例
　} 一定の公的規制を受ける土地等
・ ５分の４軽減特例 …… 優良な一団の宅地造成事業等に係る土地等

② 地価税の仕組み

{ [土地等の価額の合計額 (保有土地等 − 非課税土地等)] − 基礎控除額 } × 税率 ＝ 地価税額

③ 地価税収

		（0.1%当たりの税収）
平成４年度	決算額　5,201 億円	（2,601億円）
平成５年度	決算額　6,053 億円	（2,018億円）
平成６年度	決算額　4,870 億円	（1,623億円）
平成７年度	決算額　4,063 億円	（1,354億円）
平成８年度	決算額　1,772 億円	（1,181億円）
平成９年度	決算額　1,601 億円	（1,067億円）
平成10年度	決算額　39 億円	
平成11年度	補正後予算額　30 億円	
平成12年度	当初予算額　10 億円	

所得・消費・資産等の税収構成比の推移(国税)

(資産性所得分を資産課税等に含めた場合)

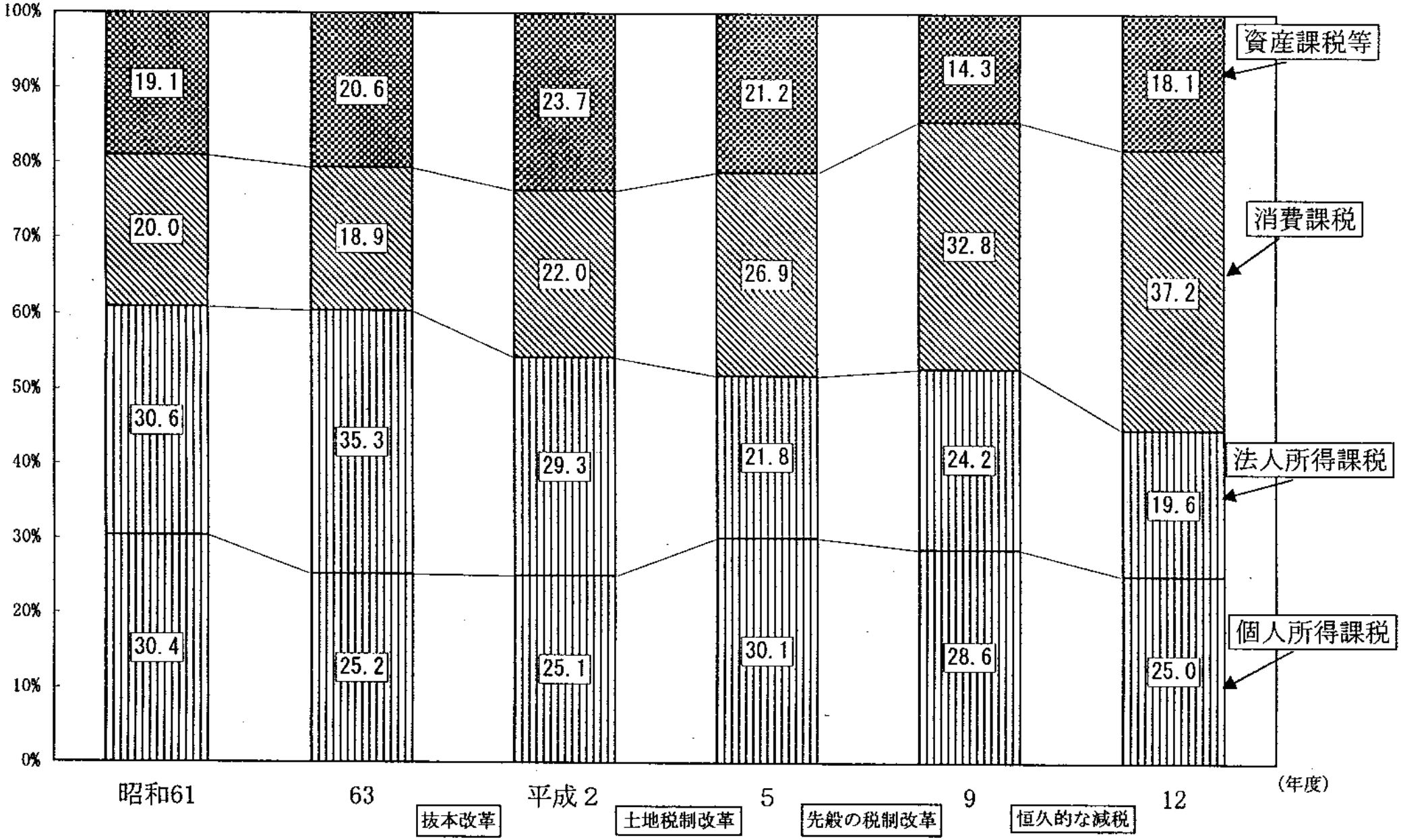

(注)平成9年度までは決算額、平成12年度については予算額による。

所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税＋地方税）

（資産性所得分を資産課税等に含めた場合）

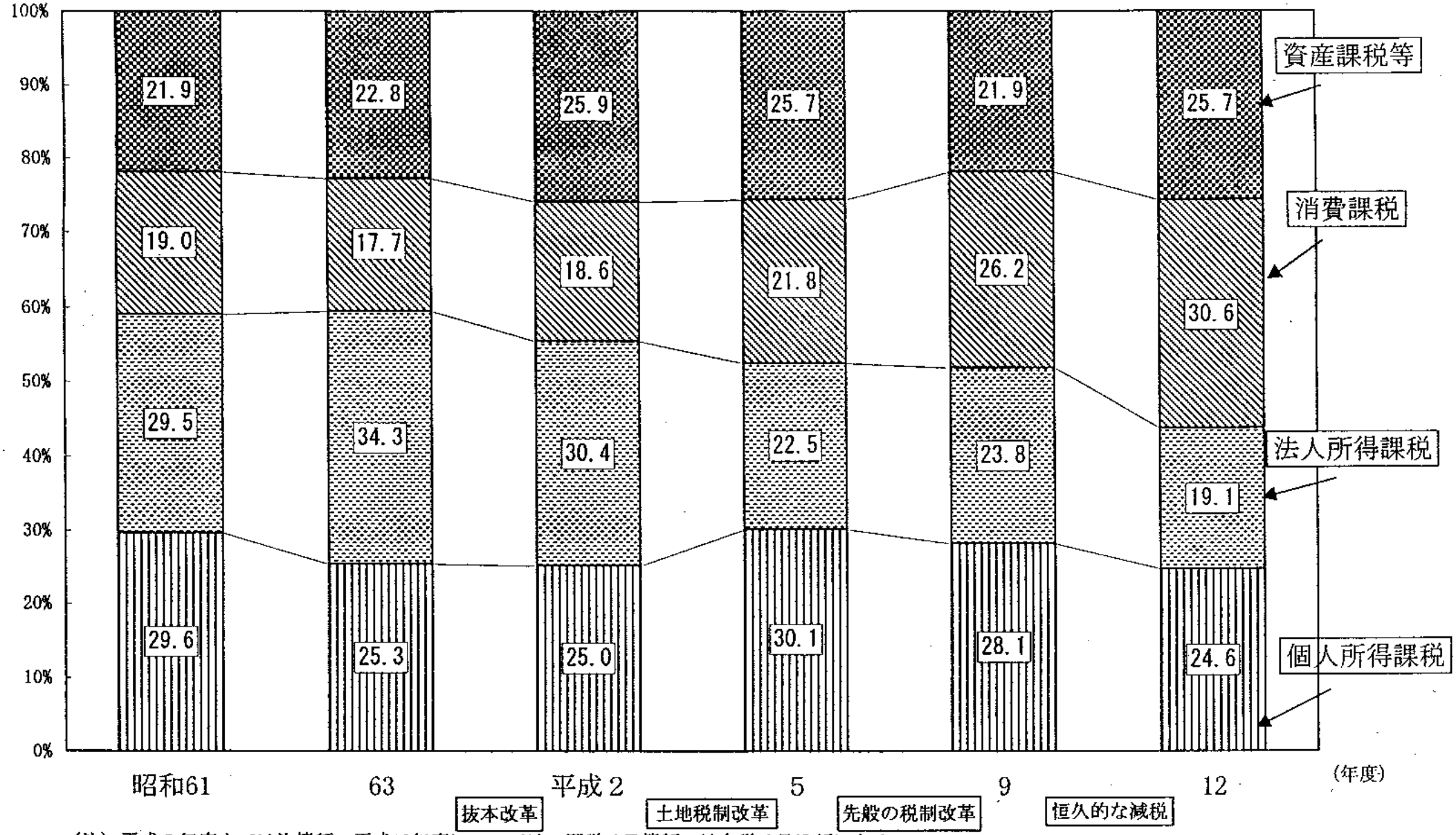

（注）平成９年度までは決算額、平成12年度については、国税は予算額、地方税は見込額による。